

視聴者対応 | 受信料制度

NHKの使命は、全国あまねく、豊かで良い番組による放送サービスを提供することである。NHKの放送事業は、放送法によって定められ、その財源は、受信料によって支えられている。

NHKへの理解と支持に基づき、受信契約の維持・増加、収納業務の推進などNHKの財源を確保することが、営業活動の大きな柱である。

NHKの放送を受信できる設備を設置した場合は、放送法第64条に基づいて、総務大臣の認可を受けた「日本放送協会放送受信規約」で定めるところにより、受信契約を締結しなければならない。受信料の免除は同じく総務大臣の認可を受けた「日本放送協会放送受信料免除基準」に該当する受信契約者に対してのみ行うことになっている。

(1) 受信料の性格

受信料とは、公共放送としてのNHKの自主自律、放送の不偏不党を財政面から保障するものであり、NHKを維持・運営するため、法律によってNHKにのみ徴収権が認められた「特殊な負担金」である。

(2) 受信契約の単位

受信契約は、世帯ごとに行う（世帯とは、住居と生計をともにする者の集まりをいう）。

ホテル、事業所など住居以外に設置した受信機については、設置場所ごとに行う。

①世帯に設置する受信機

同一世帯では、1つの住居に受信機を2台以上設置しても、1契約でよい。ただし、同じ住居内に住んでいても、間借り、下宿のような世帯が別になっている場合には、それぞれ世帯ごとに契約する。

同一世帯でも、2つ以上の住居に受信機を設置する場合は（別荘など）は、受信機を設置する住居ごとに契約する。

②事業所など住居以外に設置する受信機

会社・ホテル・船舶などに設置する場合は、受信機の設置場所ごとに契約する。

(3) 受信契約の種別

受信契約の種別は、次のとおり。

①地上契約

地上系テレビ放送のみを受信する場合の契約

②衛星契約

衛星系と地上系のテレビ放送の受信契約

③特別契約

自然の地形が原因で地上系テレビ放送の視聴が困難な地域、または、列車・電車など営業用の移動体において衛星系テレビ放送のみを受信する場合の契約

(4) 支払方法

受信契約者は、受信機の設置の月の翌月から解約となった月の前月（受信機を設置した月に解約となった受信契約者については、当該月とする）まで、以下の方法により、所定の受信料を支払うこととなっている。

①口座振替

NHKの指定する金融機関に設定する預金口座等から、NHKの指定日に自動振替によって行う支払い。

②クレジットカード等継続払

NHKの指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行う支払い。

③継続振込

NHKの指定する金融機関、郵便局、コンビニエンスストアなどで、NHKが定期的に送付する払込用紙により支払期日まで継続して振り込む支払い。

(5) 受信料の免除

公共放送として放送の普及を図るため、社会福祉と教育の分野を対象に、総務大臣の認可を得た基準により、受信料を免除している。

免除には、全額を免除するものと、半額を免除するものの2種類がある。

①全額免除

〔施設を対象〕

社会福祉施設等、学校（小学校・中学校・特別支援学校および幼稚園など）。

〔個人を対象〕

公的扶助受給者、市町村民税非課税の障害者、社会福祉施設等入所者、奨学金受給対象等の別住居の学生、災害被災者。

②半額免除

〔個人を対象〕

視覚・聴覚障害者、重度の障害者、重度の戦傷病者。

(6) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国民生活・経済に甚大な影響が及び、未曾有の状況となっているという認識のもと、2020年3月より専用窓口を開設し、受信料の支払期限の延伸などに関する相談を受け付けるなど、丁寧な対応に努めた。併せて、2020年5月には、延滞利息に関して支払いを猶予した方が不利益を被らないよう、放送受信規約を変更した（2021年3月、2021年9月、2022年3月、2022年9月、2023年3月に再度変更）。